

## (2) 民有樹林の保全及び育成管理方針づくり

### ＜リーディングプロジェクト【2】＞

#### 1) 保全する民有樹林のエリアの抽出と保存対応の順位付け

第五次多摩市総合計画において、「人・自然・地球 みんなで環境を大切にするまち」として、地球と人にやさしい持続可能なまちづくりをめざすことが掲げられています。

これを踏まえ「多摩市みどりの基本計画」では、「保全確保」の具体的な施策として民有樹林の保全が掲げられました。これらの対象地としては、希少な民有樹林地が残り、生物多様性上も貴重な拠点となり得る和田エリアと原峰エリア、連光寺エリアがあります（図4-(2)-1参照）。これら3つのエリアについて、表4-(2)-1の6点を抽出の視点として、保全対応の順位付けを行いました。



表4-(2)-1 多摩市における民有樹林保全エリアの対応順位

エリア	抽出の視点						対応順位	備考
	a	b	c	d	e	f		
連光寺6丁目エリア	◎	◎	○	◎	○	○	1	東京都と連携して取り組み中 各種保全制度の活用を検討 周辺樹林地の地権者意向も把握する 稻城市との連携を大切にする
和田エリア	◎	◎	◎	○	○	○	2	日野市側とのつながりを大切にする 大栗川の水系を大切にする 隣接樹林地の地権者意向も把握する
原峰エリア	◎	◎	—	○	○	○	3	各種保全制度の活用を検討 隣接樹林地の地権者意向も把握する

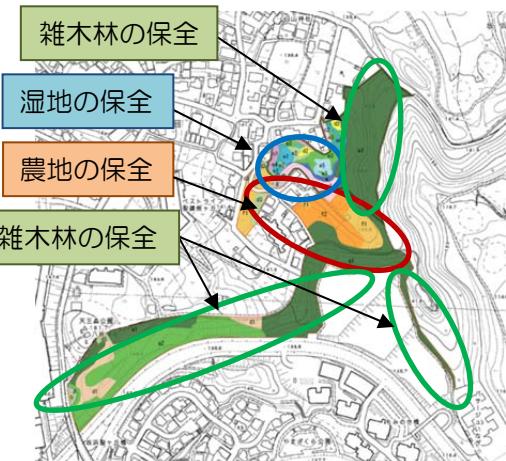
※《視点の重み：◎重要（緊急度が高い）、○要検討（優先する必要がある）》

「対応順位 1」とした連光寺六丁目の谷戸でスジグロボタルが確認されたエリアについては、すでに東京都と連携して用地確保に取り組んでいます（図 4-(2)-2 参照）。

＜連光寺 6 丁目エリア 保全計画の概要＞

- 地元市等の意向を考慮し、名称は「連光寺・若葉台里山保全地域」に決定。
- キバサンガガイ、ミズコハクガイ等の希少貝類の生息環境の保全を図るとともに残された多摩丘陵の里山環境を保全していくことを基本方針とする。
- 野生動植物保護地区を設定し、希少な動植物をはじめとした里山環境の生物相を保全し、生物多様性に資する。
- 保全及び利活用の視点から区域をエリア分けし、エリア別に保全・利活用の方針を策定。さらに各エリアごとの植生について細かく管理方針を策定。

a. 連光寺 6 丁目エリアの保全計画の概要



b. 連光寺 6 丁目のエリア別保全方針

図 4-(2)-2 連光寺 6 丁目エリアの保全計画の概要とエリア別保全方針

## 2) 今後の保全に向けた体制づくり

### 2) - 1 地権者・所有者への意向の把握

多摩市には、民有樹林や屋敷林などの個人の資産の他、社寺林や学校林などさまざまな緑（樹林地など）が存在しています。これらの緑（樹林地など）も、生態系や景観にとって重要なみどりです。

これらの保全にあたっては、地権者・所有者の悩みや意向（高齢化・後継者の不在・管理費など）を調査・把握しながら、保全に向けた体制を整えていく必要があります。地権者や所有者が緑（樹林地など）を所有する負担や悩みを少しでも軽減し、相続発生などにより樹林地を喪失するがないよう、地権者情報の収集に取り組んでいきます。また、これらの情報については、多摩市のホームページなどにも掲載して、そのあり方や取り組み事例などの情報提供を行います。

### 2) - 2 関連制度などの活用

多摩市では現在、「都市緑地法（第 12 条）」による「特別緑地保全地区制度」や「東京における自然の保護と回復に関する条例（第 17 条）」による「保全地域の指定」などを活用して、緑地の保全に努めています。

その他、多摩市内における制度として、「多摩市みどりの保全及び育成に関する条例」による保存植物などの指定、保存植物など補助金制度に取り組んでいます。

これは民間が所有する多摩市内の樹木、樹林、草花などを、所有者または管理者の同意を得て保存植物として指定し、その保存に関する費用の一部を補助する制度です。

また、ニュータウン地区の都道または市道に接している沿道斜面緑地については、それぞれの土地所有者や管理組合、自治会と「沿道斜面緑化補助制度」（対象：みどりの協定の締結に基づく沿道斜面緑地）による協定を結び、管理補助金の交付を行ったり、関係法令などの諸制度を活用したりすることで、みどりの保全に努めています。

これらの支援制度を今後よりいっそう活用しつつ、市民協働によるみどりの保全体制を整えるなど、公有地化以外の手段を用いた緑地保全のしくみづくりも検討します。